都市再生の推進に関する指定都市市長会要請（案）

平成１４年の都市再生特別措置法施行以来、各種都市再生制度が運用され、全国各地で都市再生が進められることにより、圏域の中枢や地域の拠点として必要となる都市機能の集積や都市基盤の整備が図られてきた。

一方で、新型コロナウイルス感染症に続き、資材価格やエネルギー価格の高騰など、変化し続ける社会経済情勢に対応した都市再生を推進することにより、都市の活力を取り戻し、魅力にあふれ、暮らしやすい持続可能な街を将来世代にも引き継いでいくことが求められている。

大都市においては重要な都市開発プロジェクトを抱えており、時代のニーズに即した民間開発等の呼び込みや民間事業者との連携が欠かせず、都市の成長や安定的な事業推進に資する支援が、今後も極めて有効であると考えられる。

また、広域ネットワークの形成に係る都市基盤整備については、地方だけにとどまらない広域のプロジェクトとして国と地方が連携して進める必要がある。

ついては、都市再生の推進に向けて、下記のとおり要請する。

記

（災害に強いまちづくりに向けた支援）

１　令和６年能登半島地震等、近年全国的に甚大な災害が多発する中、安全なエリアへの自主的な移転を促進する施策である災害ハザードエリアからの移転促進のための税制上の特例措置について、令和７年３月３１日までとなっている特例措置期限を令和７年４月以降も延長すること。

また、大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域や主要駅等における滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図る都市安全確保促進事業については、十分な財源を確保するとともに、デジタル技術の活用も含め、計画策定・改定及びソフト・ハード対策への機動的な財政支援を実施すること。

（地方都市等の再生に対する支援）

２　市街地再開発事業や土地区画整理事業などのプロジェクトは都市の再生に重要かつ効果的な事業であることから、それらを支援する事業について、十分な財源の確保や事業の進捗に合わせた機動的な財政支援を実施するとともに、

市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税制上の特例措置について、令和７年３月３１日までとなっている特例措置期限を令和７年４月以降も延長すること。

（国際競争拠点都市整備事業等への機動的な財政支援）

３　空港アクセスの整備やターミナル駅の機能強化などの長期的かつ広域的なプロジェクトを対象とする国際競争拠点都市整備事業等については、十分な財源を確保するとともに、事業の進捗に合わせた機動的な財政支援を実施すること。

（環境に配慮したまちづくりに対する支援）

４　令和６年５月２９日に公布された改正都市緑地法等について、施行に向けた準備を着実に進めることにより、都市緑化支援機構の活用を含めた自治体による緑地の保全・整備や、環境を重視した都市開発プロジェクトの促進を図るとともに、民間が整備・管理する市民緑地に係る税制上の特例措置について、令和７年３月３１日までとなっている特例措置期限を令和７年４月以降も延長すること。

併せて、暑い夏でも歩きたくなるまちづくりを推進するため、都市の暑熱対策を強化すること。

令和　年　月　日

指定都市市長会